

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

令和2年（2020年）9月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「第76条の5」を「第76条の6」に改める。
- (2) 第56条中「第112条第10項」を「第112条第11項」に改める。
- (3) 第76条の5の見出しを「（避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の特例）」に改め、同条中「第129条の2第2項」を「第129条の2第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同条を第76条の6とする。
- (4) 第76条の4の見出しを「（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の特例）」に改め、同条を第76条の5とする。
- (5) 第76条の3の次に次の1条を加える。

（避難上の安全の検証を行う建築物の区画部分に対する制限の特例）

第76条の4 建築物（主要構造部が不燃材料で造られたものに限る。）の令第128条の6第1項に規定する区画部分のうち、当該区画部分が同条第2項に規定する区画避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する区画避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第26条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

(理 由)

建築基準法施行令の一部改正に伴い、避難上の安全の検証を行う建築物の区画部分について、条例の内装制限に係る規定の適用を緩和する等のため、本案を提出する。